

公益社団法人秦野市シルバー人材センター専門部会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の理事会のもと各活動分野に、専門部会（以下「部会」という。）を設置することにより、センターの事業経営を円滑に推進することを目的とする。

(部会の名称及び所管事項)

第2条 部会の名称及び所管事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 会員活性化部会

- ア 会員の拡大に関する事
- イ 会員優待事業の推進に関する事
- ウ ボランティア活動の企画立案及び実行に関する事
- エ センターの魅力向上策に関する事

(2) 開発営業部会

- ア シルバー人材センター事業の普及・推進のための営業活動（企業訪問等）に関する事
- イ 会員の就業ニーズの調査に関する事
- ウ その他就業機会の確保及び拡大に関する事

(3) 安全就業部会

- ア 事故防止及び作業効率向上に結びつく提案に関する事
- イ 安全（就業場所巡回）パトロールに関する事
- ウ その他会員の安全就業に関する事

(4) 広報企画部会

- ア Smile to Smileの登録者拡大、並びに会員のデジタル化に関する事
- イ Smile to Smileを活用した会員向け広報に関する事
- ウ その他センター事業の広報活動に関する事

(組織)

第3条 部会は、理事、正会員及び事務局職員をもって組織する。ただし、安全就業部会の安全就業推進員については、事務局職員を充てるものとする。

2 理事は、いずれかの部会に所属するものとする。ただし、理事長、

常務理事、事務局長兼常務理事及び特別会員理事については、この限りでない。

3 事務局職員は、部会員と同様に一定の役割を担い、積極的に部会の運営に関わるものとする。

4 各部会の構成人数等は、次の各号のとおりとする。ただし、正会員については、理事会の承認を得たうえで部会員とすることができる。

(1) 会員活性化部会

- ア 理事 4名
- イ ひまわりの会 1名
- ウ 事務局職員 1名
- エ 正会員 若干名

(2) 開発営業部会

- ア 理事 4名
- イ 事務局職員 1名
- ウ 正会員 若干名

(3) 安全就業部会

- ア 理事 3名
- イ 就業職種別グループの代表 7名
- ウ 安全就業推進員（事務局職員） 1名

(4) 広報企画部会

- ア 理事 3名
- イ 事務局職員 1名
- ウ 正会員 若干名

（部会員の任期）

第4条 部会員の任期は、定款第26条の規定を準用する。

（部会長、副部会長及び書記）

第5条 部会に部会長、副部会長及び書記を各1名置く。

2 部会長、副部会長及び書記は、理事の互選による。

3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 書記は、会議に出席し、会議録を作成して部会長に提出する。

(会議)

第6条 部会長は、部会を招集し、会議の議長となる。

2 部会は、部会員の定数の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議結果等を理事会に報告しなければならない。

4 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

5 前項で定める部会員以外の者が部会に出席した場合の報酬の額は、部会員の1/2の額とする。

(会議録)

第7条 会議については、出席者、議題、経過及び結果の要点を記録した会議録を作成するものとする。

(特例事項)

第8条 臨時的又は特別な課題を解決するために、第2条各号に規定する部会のほかに組織を設けて対応することが適当であると理事長が認めた場合、理事会の承認を得てプロジェクトチームを設置することができる。

2 プロジェクトチームの設置期間は、理事会にプロジェクト調査検討報告書を提出するまでの間とする。

3 前項に定めるもののほか、組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(委任)

第9条 この規程に定めのない事項及びこの規程の施行に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公益社団法人秦野市シルバー人材センター第56回定時総会終結の日から施行する。

(公益社団法人秦野市シルバー人材センター専門部会設置規程の廃止)

2 公益社団法人秦野市シルバー人材センター専門部会設置規程

(平成6年11月8日施行)は、廃止する。

(公益社団法人秦野市シルバー人材センター安全就業管理委員会設置規程の廃止)

3 公益社団法人秦野市シルバー人材センター安全就業管理委員会設置規程(平成4年6月24日施行)は、廃止する。

(公益社団法人秦野市シルバー人材センター広報委員会設置要綱の廃止)

4 公益社団法人秦野市シルバー人材センター広報委員会設置要綱(平成26年6月1日施行)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和7年10月16日から施行し、令和7年9月1日から適用する。

附 則(令和8年2月20日議案第18号)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。